

重大事故検証報告書の課題・提言を踏まえた再発防止策の取組状況

課題	提言	再発防止策（行政）
<p>(1) 子どもの健康状態等の確認が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育中の子どもの健康状態を確認した記録等がない。 ○乳児は仰向けに寝かせ、定期的に子どもの呼吸状況等を確認すべきであるが、施設では、うつぶせ寝で寝かせ、確認状況は判然としない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設は、保護者から子どもの健康状態を確認するとともに、登所時や保育中、特に睡眠中の子どもの状態をきめ細やかに観察し、書面等に記録すること。 2 自治体は、施設が子どもの健康状態等の情報を記録する書式例等を作成し周知すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドラインの周知徹底・様式の作成 ・保育中等の子どもの安全を確保し事故を防止するよう定めた「事故防止ガイドライン」を研修会や市町村を通して各施設に改めて周知徹底。 ・子どもの健康状態等をきめ細やかに観察し記録するための全県統一的な様式を県で作成し、市町村を通して各施設に周知徹底。
<p>(2) 異常の早期発見体制と即応体制が確保されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有資格者や保育従事者を複数配置せず、無資格の施設長が1名で保育をしていた。 ○県主催の事故防止研修会への参加や自主研修など安全確保の取り組みがなされていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 3 施設は、指導監督基準に基づき保育士や看護師等の有資格者や保育従事者の配置に係る基準を遵守すること。 4 施設は、児童の睡眠時の呼吸確認など、事故防止に必要な知識、技術の取得に努めること。 5 自治体は、施設での事故防止等に必要な知識、技能の取得等に係る取り組みを支援すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設に対する巡回指導実施 ・県内の認可外保育施設に対し、国の指導監督基準の遵守の徹底や、保育中の重大事故防止等に関する指導・助言を行う巡回指導を新たに実施する。 ○事故防止研修の拡充 ・保育所等が遵守すべき基準や保育中の重大事故を防止するために必要な知識、技術の取得に必要な研修を拡充して実施。
<p>(3) 行政指導に従わない施設への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再三の行政指導にも関わらず、問題が改善されていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 6 自治体は、指導監督基準に適合させるよう指導を徹底し、子どもの福祉に必要と認める事項については、改善状況の確認の徹底、勧告や公表などの行政処分を行うなど、施設における改善が迅速かつ十分になされるよう指導監督の徹底を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導監督の実効性の確保（効果的な行政処分の実施） ・行政指導により改善が図られない場合、児童福祉法に基づく勧告や公表などの行政処分を迅速に行うなど指導監督を徹底。
<p>(4) 保護者に対する支援強化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認可外保育施設に関する県HPや市町村の窓口等の情報提供が十分されていないこともある。 ○重大事故等に関して、保護者への相談支援や心のケアが必要と判断された場合には、相談窓口等の情報提供を行う必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 7 自治体は、認可外保育施設の届出情報について、利用者に対し必要な情報の提供に努めること。 8 自治体は、利用者がより安全な施設が選択できるよう認可外保育施設の指導監査等の結果の公表についても検討すること。 9 自治体は、子どもを亡くした保護者に対し、十分な情報提供や相談支援など、心のケアに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供の充実 ・保護者の了解を得たうえで重大事故の公表。 ・HP上の情報更新頻度を増やす等、情報提供の充実に努めるとともに、R2年度の立入調査結果から指摘事項等を公表。 ・市町村の窓口等における必要な情報提供の徹底。 ・保護者に対し、県設置のいばらきこころのホットラインなど既存の相談窓口や相談支援を活用し、心のケアに努める。